

議案第14号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		
別表第1（第5条関係）		
1 略		
2 分べん料		
	区分	金額
単胎の 場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>132,500円</u>
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>155,400円</u>
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>178,300円</u>
略		
3～9 略		
備考 略		

改 正 前		
別表第1（第5条関係）		
1 略		
2 分べん料		
	区分	金額
単胎の 場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>104,900円</u>
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>120,800円</u>
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>136,700円</u>
略		
3～9 略		
備考 略		

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。